

公的年金支給開始年齢引き上げ 少子高齢化

自助努力によるゆとりある将来を！

J E C 連合年金共済

【拠出型企業年金保険】

充実した老後に向けてしっかり備えよう！

予定利率
年**1.25%**

※予定利率については
将来変更される場合
があります。

ポイント！

①月3,000円(3口)から積立できます！

無理のない口数からはじめよう!!

②加入チャンスは年2回です！

早くに加入するほど、受取額は増加します!!

③生命保険料控除の対象です！

所得税・住民税の一定額が控除されます!!



CHECK!

みんなのMYポータル機能を確認しよう！

詳しくはP5をCHECK!

ご登録がお済みでない方はお早めにご登録ください！

※【契約概要】【注意喚起情報】はP9～P10に記載しています。
ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

2024年
3月1日付加入

2023年11月17日金

2024年
9月1日付加入

2024年5月17日金

共済組合必着

2024年
3月1日付加入

2023年11月24日金

2024年
9月1日付加入

2024年5月24日金

詳しい内容は
フリーダイヤルにて
お問い合わせください

☎ 0120-800-289

受付時間 9:00～17:00(土日祝日を除く)

お問い
合わせ先

JEC連合福祉共済組合

〒110-0008
東京都台東区池之端2-7-17
井門池之端ビル2階

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



●この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受保険会社と引受割合

明治安田生命保険相互会社40% [事務幹事]・日本生命38%・

太陽生命2%・第一生命8%・富国生命10%・住友生命2%

上記の引受保険会社は各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2023年8月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。なお、各引受会社の予定利率及び配当実績等により、給付金支払の引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

●相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。

したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会

社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

【連絡先】明治安田生命保険相互会社 広域組織法人部 法人営業第一部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル24階

TEL 03-6259-0033

MY-A-23-企-007262

日本化学エネルギー産業労働組合連合会 (JEC連合)

意向確認

【ご加入前のご確認】

JEC連合年金共済は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

在職中 (積立期間中)

若いうちから加入すれば無理なく大きな年金を準備できます!!

●加入内容

	Aコース(個年)	Bコース(一般)	合計
月払	5口 5,000円	5口 5,000円	10口 10,000円
半年払		5口 50,000円	5口 50,000円

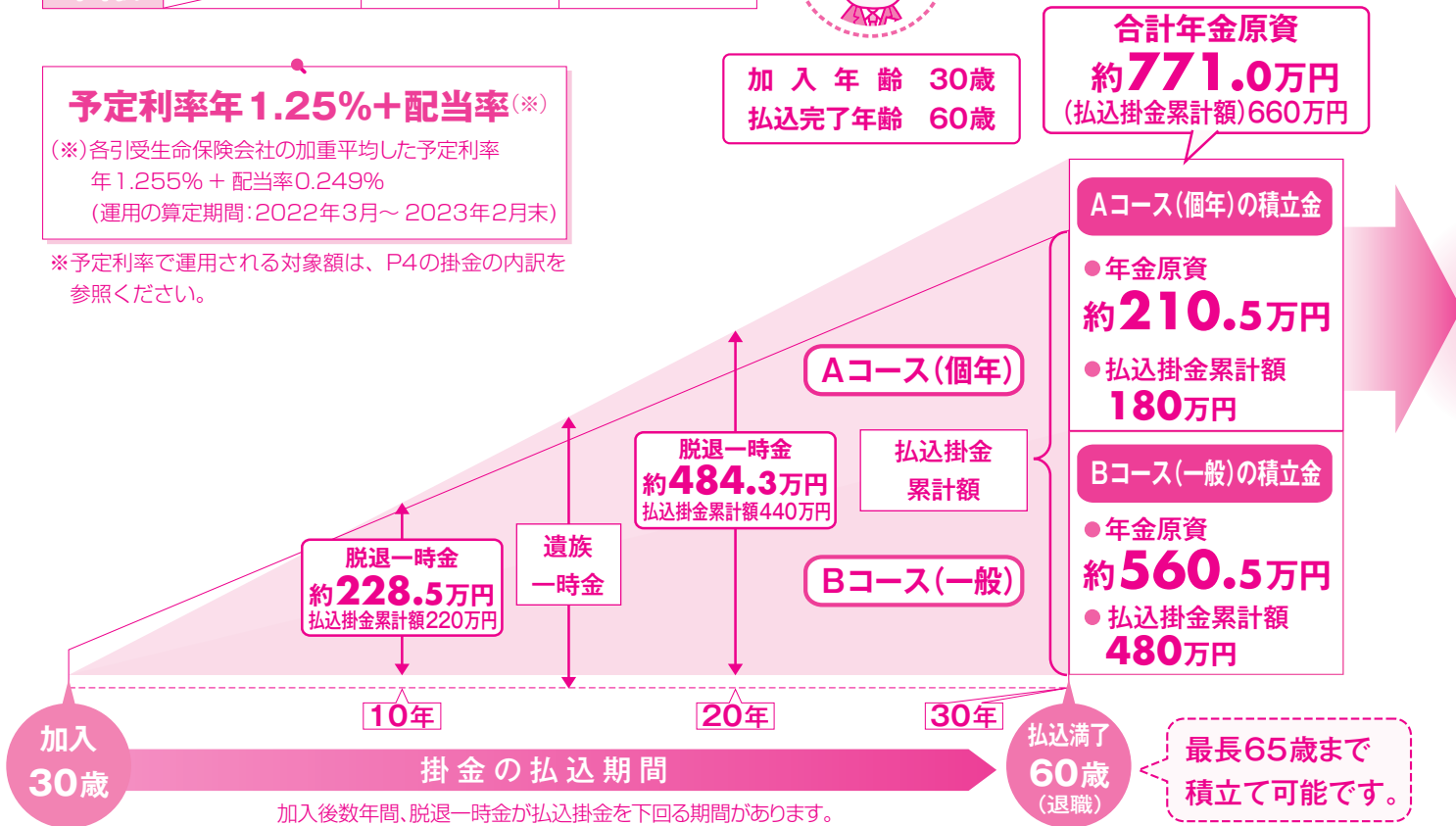


加入年齢 30歳
払込完了年齢 60歳

予定利率年1.25%+配当率(※)

(※)各引受生命保険会社の加重平均した予定利率
年1.255% + 配当率0.249%
(運用の算定期間:2022年3月~2023年2月末)

※予定利率で運用される対象額は、P4の掛金の内訳を参照ください。



特長

Aコース(個年)とBコース(一般)の2つのコースから選択できます

	掛金の税法上の取扱い	積立金の受取り方	退職後の制度	積立金の払い出し	掛金払込の中断
Aコース (個人年金保険料控除適用型)	個人年金保険料控除の対象	8種類の年金または一時金または退職後の制度	一時払退職者傷害保険	× (脱退して一時金を受け取ることはできません)	× 掛金の払込中断はできません
Bコース (一般の生命保険料控除適用型)	一般の生命保険料控除の対象	8種類の年金または一時金または退職後の制度	一時払退職者傷害保険 無配当医療保険	○ 掛金の払込は継続し、積立金の一部を払い出しをすることができます。	○ 3年を限度に掛金の払込を中断することができます。

生命保険料控除について

生命保険料控除は所得控除の一つです。払い込んだ生命保険料に応じて、一定の金額が契約者(保険料負担者)のその年の所得から差し引かれる制度で、所得税、住民税の負担が軽減されます。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

※一時払退職者傷害保険および無配当医療保険は、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。詳細は退職時に配布されるパンフレットをご確認ください。

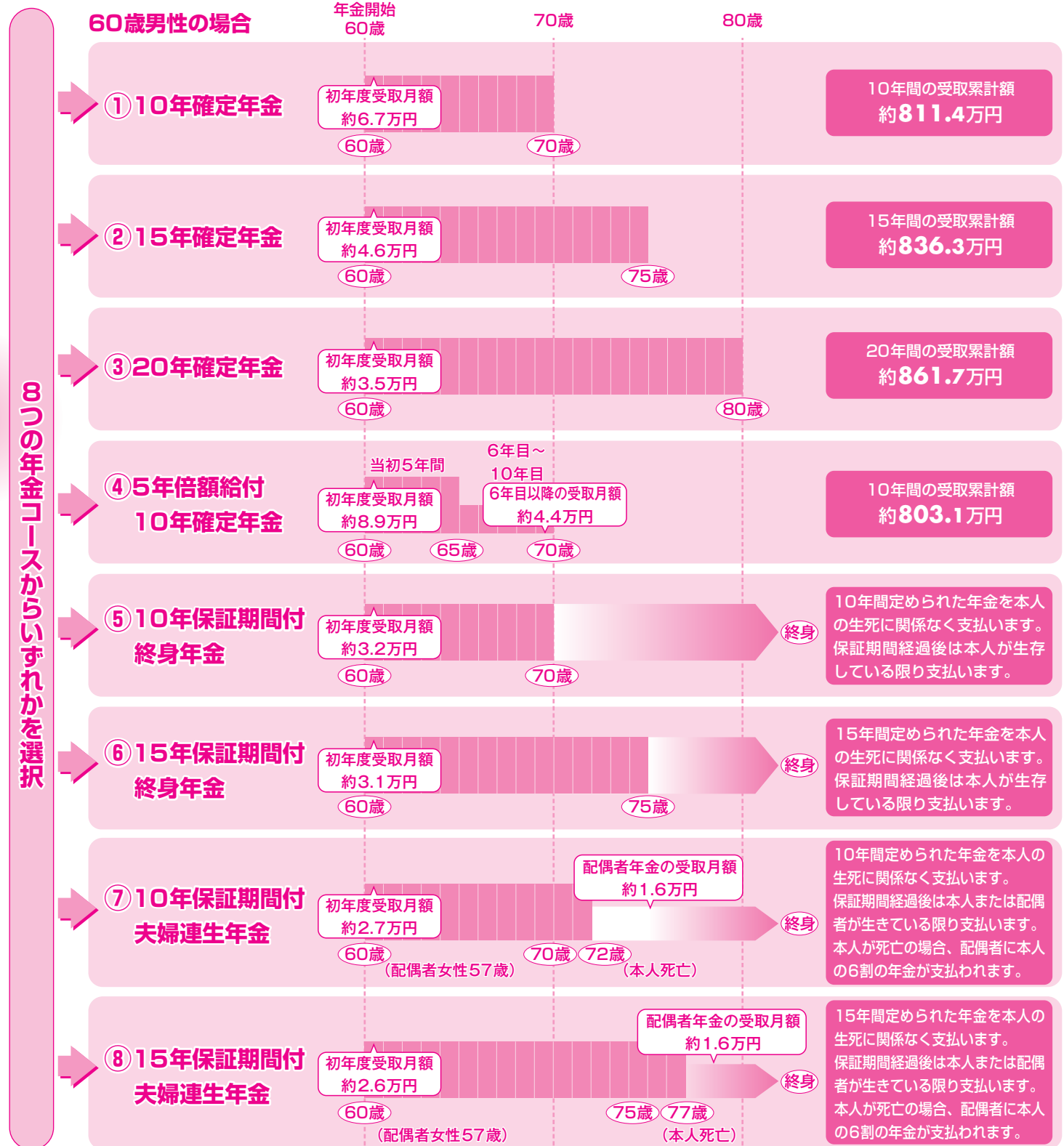
給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

りません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

払込満了後

Aコース(個年)とBコース(一般)の両方を年金選択した場合の試算図です。



または、一時金として受取ることもできます。

退職時受取一時金 約 **771** 万円

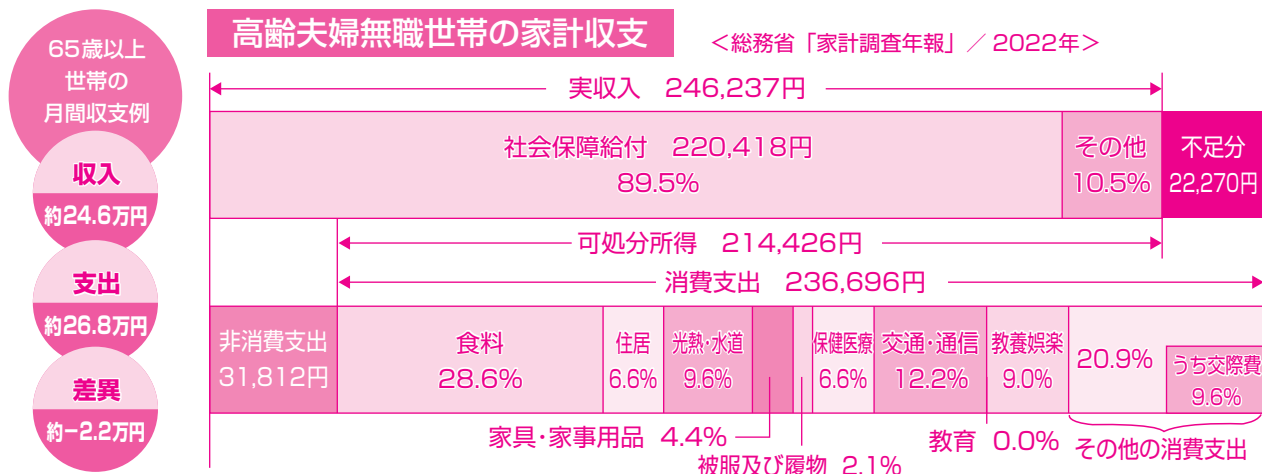
Aコース: 約 **210.5** 万円
Bコース: 約 **560.5** 万円

この他、一時払退職者傷害保険およびBコースご加入の場合は、無配当医療保険の選択も可能です。

※一時払退職者傷害保険および無配当医療保険は、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

ゆとりある老後生活のために自助努力が必要です！

世帯主が65歳以上で無職である世帯（夫婦のみ）の家計をみると、実収入は246,237円、支出全体は268,508円となっています。



(注) 1 高齢夫婦無職世帯とは、65歳以上の夫婦のみの無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。
 5 図中の「不足分」とは、「実収入」と、「消費支出」及び「非消費支出」の計との差額である。

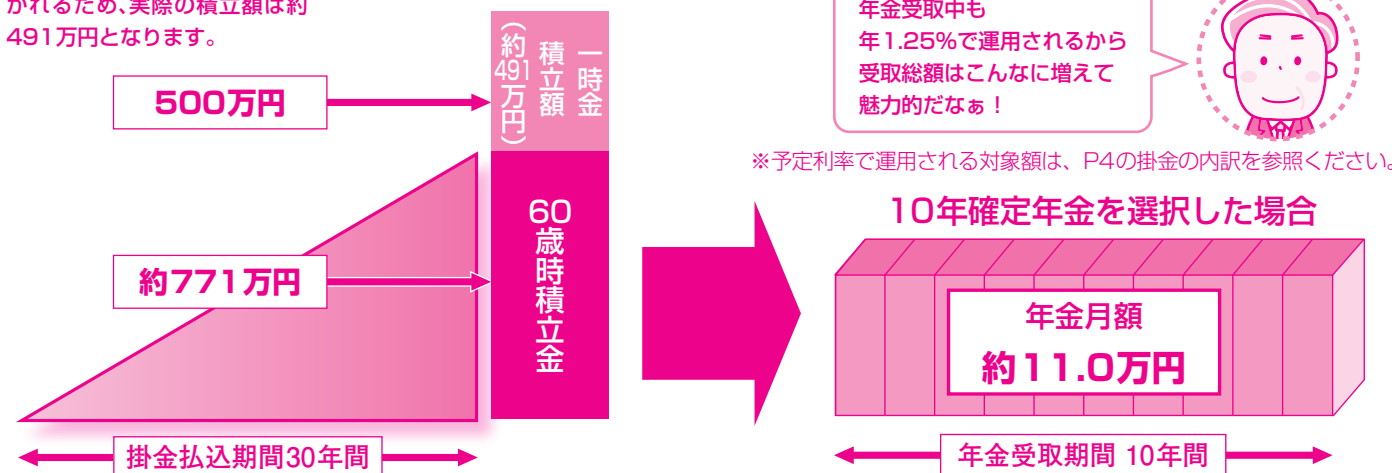
ゆとりある老後生活のためには自助努力で準備する必要性

退職後、すぐに活用する予定のない退職金などを積増し、年金の受取額を増やすことが可能です！

退職一時金等を活用した場合

Aさんが60歳で500万円*の一時払積立をした場合

*一時払積立については生保付加保険料約1.3%および制度運営費(1口あたり40円)が差し引かれるため、実際積立額は約491万円となります。



給付内容についてのご注意

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用しており、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料196,441万円を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2023年8月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

給付額試算表 (掛金払込期間中)

加入期間	<月払:10口(1万円)> (制度運営費0.4%)		<半年払:5口(5万円)> (制度運営費0.4%)		<一時払:100口(100万円)> (制度運営費0.4%)	
	払込掛金合計額(円)	積立金額 (脱退一時金額)(円)	払込掛金合計額(円)	積立金額 (脱退一時金額)(円)	積立金額 (脱退一時金額)(円)	積立金額 (脱退一時金額)(円)
1年	120,000	約 118,500	100,000	約 98,500		約 994,000
2年	240,000	238,400	200,000	198,250		1,005,000
3年	360,000	359,700	300,000	299,100		1,016,000
4年	480,000	482,300	400,000	401,050		1,028,000
5年	600,000	606,300	500,000	504,150		1,040,000
6年	720,000	731,700	600,000	608,450		1,051,000
7年	840,000	858,500	700,000	713,900		1,063,000
8年	960,000	986,800	800,000	820,550		1,075,000
9年	1,080,000	1,116,500	900,000	928,400		1,087,000
10年	1,200,000	1,247,700	1,000,000	1,037,500		1,099,000
15年	1,800,000	1,926,400	1,500,000	1,601,800		1,163,000
20年	2,400,000	2,644,800	2,000,000	2,199,150		1,231,000
25年	3,000,000	3,405,200	2,500,000	2,831,400		1,302,000
30年	3,600,000	4,210,200	3,000,000	3,500,800		1,378,000
35年	4,200,000	5,062,400	3,500,000	4,209,400		1,459,000
40年	4,800,000	5,964,700	4,000,000	4,959,650		1,544,000
45年	5,400,000	6,920,100	4,500,000	5,753,950		1,634,000

- ・年度途中で脱退された場合は、給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- ・一時払の積立金は、積増した月からの期間で試算しております。
- ・記載の数値については、P.3の「給付内容についてのご注意」をご参照ください。

知っ得情報

月払10口(10,000円)を40年間継続して積立てた



●払込掛金累計額 4,800,000円

●積立金給付額 (脱退一時金額) 約5,964,700円

月払20口(20,000円)を20年間継続して積立てた



●払込掛金累計額 4,800,000円

●積立金給付額 (脱退一時金額) 約5,289,600円

月払40口(40,000円)を10年間継続して積立てた

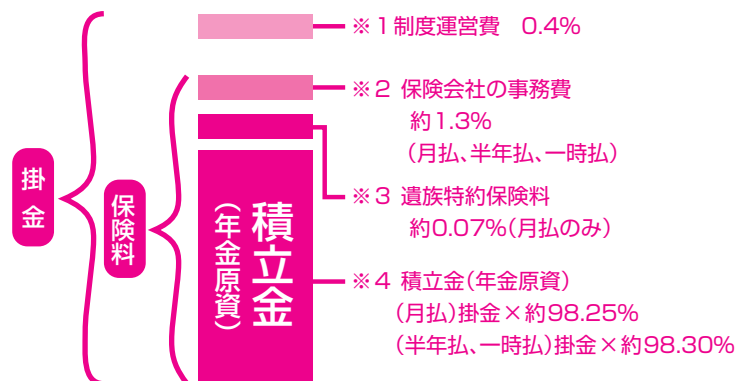


●払込掛金累計額 4,800,000円

●積立金給付額 (脱退一時金額) 約4,990,800円

同じ払込掛金累計額でも、若いうちから加入すれば積立金給付額が大きくなります。

掛金の内訳



- ※1 制度運営費/JEC連合福祉共済組合で制度運営するための事務費です。月払、半年払、一時払とも1口あたり掛金×0.4%です。
- ※2 保険会社の事務費/この制度を管理・運営するための保険会社の事務費です。この事務費は、掛金のお払込みの都度、掛金に対して約1.3%をいただきます。また、毎年1回決算時(3月1日)には、直前一年間の平均残高に対して約0.1%の事務費を別途いただきます。
- ※3 遺族特約保険料/この制度加入者が死亡脱退のときに月払保険料(1口=996円)を上乗せして支払うための保険料です。この遺族特約

※掛金1口あたりの内訳

	月払	半年払	一時払
1口あたりの掛金	1,000円	10,000円	10,000円
制度運営費	4円	40円	40円
保険料	996円	9,960円	9,960円

※上記保険料から、保険会社の事務費と遺族特約保険料(月払のみ)を控除した額が積立てにまわり運用されます。

保険料率は2023年8月1日現在保険料に対して約0.07%となっておりますが、毎年の決算時の人員構成等によって決定されるため、毎年変動する可能性があります。

※4 積立金(年金原資)/掛金から制度運営費、保険会社の事務費、遺族特約保険料を除いた金額を積立金(年金原資)として「予定利率」で運用してお支払いします。

みんなのMYポータル機能を確認しよう！

みんなのMYポータルとは？

組合員みなさまにご利用いただけるJEC連合年金共済の総合Webサイトです。

みんなのMYポータルでできることは？

次のサービスをご利用いただけます。

ご加入者さま専用サービス

- 現在のご加入内容の確認
- 「ご加入のお知らせ」の確認
(新規加入時および口座変更時に発行)
- 「積立金残高のお知らせ」の確認
(年1回、6月頃に発行)
- 積立金一部払出のお手続き
(1回の払出金額は100万円が上限)
- 将来受取額試算サービス **NEW**

スマートフォン
タブレットはこちら



その他各種サービス

- パンフレット・チラシ等の閲覧
- 健康関連情報の提供
- ライフプランシミュレーション

団体共通ID：a0000845
パスワード：flbl1944

パソコンはこちら
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/ld/myportal/>

「ご加入者さま専用サービス」は新規登録が必要です。まずは新規登録をお願いします！
※配付しているIDハガキをご覧ください

「その他各種サービス」は組合員の方であればどなたでもご利用できます。パンフレットも閲覧できます！



「みんなのMYポータル」にて将来受取額を試算できます！ **NEW**

新規登録をしていない方は、「ご加入者さま専用サービス」はご利用できません。これまで紙で配付していた「ご加入のお知らせ」「積立金残高のお知らせ」はみんなのMYポータル上でご確認ください。

～みんなのMYポータルについて、よくある質問～

●みんなのMYポータルの画面上に入金が反映されるのはいつですか？

お申込みいただく保険料は、以下の時期にみんなのMYポータルに反映されます。
※状況によって多少ずれる可能性があります。

■チェックオフ組合

月 払：毎月第3営業日頃
夏賞与：8月の第3営業日頃
冬賞与：2月の第3営業日頃

■口座引落組合

月 払：口座引落の翌月20日頃
夏賞与：8月20日頃
冬賞与：2月20日頃

■一時払

2月1日付：2月10日～15日頃
8月1日付：8月10日～15日頃

●お客さまID・パスワード(加入者自身で設定したもの)を忘れてしまい、ログインできなくなりました。

第2パスワードはわかる？

はい いいえ

IDの再発行が必要です。JEC連合までご連絡ください。組合窓口にお送りします。
※お手元に届くまで2～3週間かかります。

ログイン画面下の「お客さまID(パスワード)をお忘れの方」より、必要項目を入力してください。

<お客さまIDを忘れた>

登録済のメールアドレスにお客さまIDを通知します。

<パスワードを忘れた>

登録済のメールアドレスに仮パスワードを通知します。

仮パスワードにてログイン後に、パスワードの再設定をしてください。

※お客さまIDについては、JEC連合にてお調べすることが可能です。

※パスワードを初回アクセスコードに初期化することはできません。

税金に関するよくあるお問い合わせ

Q 「年金」で受取った場合は税金がかかるのですか？

A 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。(確定申告が必要です。)*1

但し、受取る年金全額に課税されるのではなく、**雑所得の課税対象額**は次の通り計算します。

雑所得課税対象額 = 年間の年金受取額 - 必要経費*

* 必要経費 = 基本年金年額*2 × (払込保険料合計額*3 ÷ 年金受取見込み総額)

雑所得課税対象額が25万円以上のときは、10.21%の源泉徴収が行われます。

※1 一定の要件を満たした場合、確定申告が不要場合があります。確定申告の要否につきましては最寄税務署等にお問い合わせ願います。

※2 基本年金年額とは配当による増額部分を除いた年金額です。

※3 払込保険料合計額とは、掛金から制度運営費を控除した額です。

雑所得課税対象額は、他の所得と合算して所得税の対象となります。最終的な税額は確定申告によって決まります。確定申告の要否および税務についてのご相談はお近くの税務署へお問い合わせください。



Q 一時金を受取った場合は税金がかかるのですか？

A 税金はかかりますが、一時所得扱いですので、50万円の特別控除があります。(他に一時所得が無い場合)

JEC連合年金共済の場合、「脱退」または「一部払い出し(減口)」をして受取る金額は、源泉分離課税制度の対象とはなりません。

(受取一時金 - 払込保険料合計額*1)が50万円以下なら非課税となります。50万円を超えたら、超えた金額の1/2が他の所得*2と合算して課税対象となります。(確定申告が必要です。)

一時所得の課税対象額 = (受取一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1/2
[他に一時所得がなく一時所得がJEC連合年金共済だけの場合]

※1 払込保険料合計額とは、掛金から制度運営費を控除した額です。

※2 給与所得がある方は該当します。

※3 JEC連合年金共済の他に一時金がある場合はその所得も含まれます。

脱退して受取る一時金も(脱退一時金額 - 払込保険料合計額)が50万円までは非課税なのね！(*3)



税務の取扱いについては今後変更となる場合があります。

Q JEC連合年金共済に入ると所得税・住民税が軽減されるのですか？

A Aコースは個人年金保険料控除(旧制度)の対象、Bコースは一般生命保険料控除(旧制度)の対象となり、それぞれ税金が軽減されます。

旧制度の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

控除額は年間の払込保険料等に応じて変わります。

所得税	
年間の払込保険料等	控除額
25,000円以下	払込保険料等の全額
25,000円超50,000円以下	払込保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超100,000円以下	払込保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

[一般]「個人年金」あわせて10万円が控除適用限度

※旧制度の控除額は、2011年12月31日以前に締結した保険契約等の控除額です。

※満50歳以上で加入された方は一般の生命保険料控除の対象となります。

※税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となる場合があります。

住民税	
年間の払込保険料等	控除額
15,000円以下	払込保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	払込保険料等 × 1/2 + 7,500円
40,000円超70,000円以下	払込保険料等 × 1/4 + 17,500円
70,000円超	一律35,000円

[一般]「個人年金」あわせて7万円が控除適用限度

2つのコースを組み合わせ上手に活用することをおすすめします！



制度の取扱いについて

	共通項目																																
積立完了年齢	満60歳です。 ※ただし、保険料払込完了日以降も組合員である場合、本人の希望により満65歳まで積立可能																																
掛金	掛金には、1口あたり月払0.4%（4円）、半年払0.4%（40円）、一時払0.4%（40円）、退職時一時積増0.4%（40円）の制度運営費を含みます。掛金は加入者負担です。 ①月払：1口 1,000円 （最低3口（3,000円）から最高200口（20万円）まで） ②半年払：1口 10,000円 （最低1口（10,000円）から最高100口（100万円）まで） ③一時払：1口 10,000円 （最低1口（10,000円）から最高2000口（2,000万円）まで） ④退職時一時積増：1口 10,000円 （最低1口（10,000円）から最高2000口（2,000万円）まで） ※積立金総額の範囲内まで。 ※Aコース・Bコースそれぞれのコースにおいて、半年払、一時払、退職時一時積増の利用は月払加入が前提条件になります。																																
加入日	<p>●Aコース、Bコースとも月払・半年払の新規加入・口数変更（増口・一部中止）の取扱日は次のとおりです。 口座引落しは金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。</p> <p>●2024年3月1日付加入（秋募集）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申込期間</th> <th colspan="2" rowspan="2">加入日・口数変更 (増口・一部中止)日</th> <th colspan="2">申込後の初回掛金控除日</th> </tr> <tr> <th>チェックオフ</th> <th>口座引落し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2023年 10～11月</td> <td>月払</td> <td>2024年3月1日</td> <td>2024年2月の賃金から</td> <td>2024年2月27日から</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>2024年8月1日</td> <td>2024年夏の一時金から</td> <td>2024年7月27日から</td> </tr> </tbody> </table> <p>●2024年9月1日付加入（春募集）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申込期間</th> <th colspan="2" rowspan="2">加入日・口数変更 (増口・一部中止)日</th> <th colspan="2">申込後の初回掛金控除日</th> </tr> <tr> <th>チェックオフ</th> <th>口座引落し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2024年 4～5月</td> <td>月払</td> <td>2024年9月1日</td> <td>2024年8月の賃金から</td> <td>2024年8月27日から</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>2025年2月1日</td> <td>2024年冬の一時金から</td> <td>2025年1月27日から</td> </tr> </tbody> </table> <p>●一時払 ・毎年2月1日付・8月1日付の年2回と、積立完了時のみ取扱っております。 （入金期間…2月1日付：12月21日～1月20日、8月1日付：6月21日～7月20日） ・原則、「払込取扱票」を使用し、郵便局もしくはろうきんの窓口で入金してください。 ・「払込取扱票」は所属の組合に申請をしてください。 ・ろうきんへ入金した場合は、必ず所属組合に入金したことを報告し、必要事項を記載した「払込取扱票（振込通知書）」をJEC連合福祉共済組合宛に送付してください。 ・一時払の入金期間外に振込をされた場合、お取り扱いできない場合がございます。</p>	申込期間	加入日・口数変更 (増口・一部中止)日		申込後の初回掛金控除日		チェックオフ	口座引落し	2023年 10～11月	月払	2024年3月1日	2024年2月の賃金から	2024年2月27日から	半年払	2024年8月1日	2024年夏の一時金から	2024年7月27日から	申込期間	加入日・口数変更 (増口・一部中止)日		申込後の初回掛金控除日		チェックオフ	口座引落し	2024年 4～5月	月払	2024年9月1日	2024年8月の賃金から	2024年8月27日から	半年払	2025年2月1日	2024年冬の一時金から	2025年1月27日から
申込期間	加入日・口数変更 (増口・一部中止)日				申込後の初回掛金控除日																												
			チェックオフ	口座引落し																													
2023年 10～11月	月払	2024年3月1日	2024年2月の賃金から	2024年2月27日から																													
	半年払	2024年8月1日	2024年夏の一時金から	2024年7月27日から																													
申込期間	加入日・口数変更 (増口・一部中止)日		申込後の初回掛金控除日																														
			チェックオフ	口座引落し																													
2024年 4～5月	月払	2024年9月1日	2024年8月の賃金から	2024年8月27日から																													
	半年払	2025年2月1日	2024年冬の一時金から	2025年1月27日から																													
口座引去り 不能時の取扱い	①月払… 翌月には2ヵ月分をまとめて請求します。翌月に振替できなかった場合翌々月に3ヵ月分を請求します。 ただし月払について、翌々月にも振替できなかった場合には、脱退扱いとします。 ②半年払… 振替できなかった場合は再請求しません。																																
積立期間中の給付	①脱退：脱退一時金（加入者本人受取） ②死亡：遺族一時金（脱退一時金に1ヵ月分月払保険料相当額を加えたもの。ただし死亡時に掛金払込みを全部中止している場合、及び掛金が未納だった場合は加えられません。） 受取人順位：1 配偶者、2 子、3 父母、4 孫、5 祖父母、6 兄弟姉妹 遺族一時金相当額を年金原資として、遺族が年金で受け取ることができます。																																
年金の支払い	・年金は年4回（3月、6月、9月、12月）3ヵ月分ずつに分けてお支払いします。 ・確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時（年金受給権取得時）一時払の積増限度額となります。																																
年金の種類	①確定年金（10年・15年・20年・5年倍額給付10年の4タイプ） （10・15・20年間）基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。																																

次のページに続く➡

制度の取扱いについて（続き）

	共通項目				
年金の種類 （続き）	②保証期間付終身年金（保証期間10年・15年の2タイプ） 保証期間中（10・15年間）はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ③保証期間付夫婦連生終身年金（保証期間10年・15年の2タイプ） 保証期間中（10・15年間）はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金（生じた場合）による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者または配偶者が生存している限り年金をお支払いします。なお、本人死亡後の配偶者の年金支給額は、保証期間内は本人と同額、保証期間経過後は本人の6割となります。保証期間の途中で本人が亡くなられた場合、残余保証期間はご遺族の方にお支払します。 ※保証期間経過後は年金受取人の生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。 ※保証期間経過後、年金受取人が生存されているときは年金のお支払いを再開します。 ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。 ※5年倍額給付10年確定年金および保証期間付夫婦連生終身年金は、初年度年金月額が2万円未満の場合、年金の取り扱いはできません。ただし、Aコースの場合は除きます。				
年金の繰り延べ	加入者はお申し出により、年金開始を最長10年間繰り延べすることができます（ただし、満65歳までの範囲です）。この期間中引受保険会社が定めた方法により積立てておきます。ただし、繰延期間中、掛金の払込はお取り扱いしません。尚、お申し出により繰延期間を変更し、年金のお支払いをします。繰延期間中は減口のお取り扱いができません。				
配当金	●積立期間中の配当金（生じた場合）は、年1回（更新日である3月1日）責任準備金の積増のための保険料の払込に充当されます。 ●年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当されます。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Aコース（個人年金保険料控除適用型）</th> <th>Bコース（一般の生命保険料控除適用型）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入日に満15歳以上60歳未満のJEC連合加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで10年以上ある方（新規加入は満15歳以上50歳未満）となります。</td> <td>加入日に満15歳以上60歳未満のJEC連合加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで2年以上ある方（新規加入は満15歳以上58歳未満）となります。</td> </tr> </tbody> </table>	Aコース（個人年金保険料控除適用型）	Bコース（一般の生命保険料控除適用型）	加入日に満15歳以上60歳未満のJEC連合加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで10年以上ある方（新規加入は満15歳以上50歳未満）となります。	加入日に満15歳以上60歳未満のJEC連合加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで2年以上ある方（新規加入は満15歳以上58歳未満）となります。
Aコース（個人年金保険料控除適用型）	Bコース（一般の生命保険料控除適用型）				
加入日に満15歳以上60歳未満のJEC連合加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで10年以上ある方（新規加入は満15歳以上50歳未満）となります。	加入日に満15歳以上60歳未満のJEC連合加盟単組の組合員または組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している方で掛金払込完了年齢満60歳まで2年以上ある方（新規加入は満15歳以上58歳未満）となります。				
加入資格					
積立金の払出し	積立金の一部を払い出すことはできません。 脱退し全額を一時金として受け取ることはできません。 積立金の全部または一部を1万円単位で払出しできます。なお、払出しは毎月可能です。 払出しの事由＝災害、疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む）、結婚（親族の結婚を含む）、債務の弁済、その他加入者が掛金の支払いに支障のある場合。				
全部中止・一部中止	一部中止*については、取扱います。 中止の事由＝災害、疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む）、住宅の取得、教育（親族の教育を含む）、結婚（親族の結婚を含む）、債務の弁済、その他加入者が掛金の支払いに支障のある場合。 ※払出しを伴わない減口				
年金の受給資格	●年金受取人（掛金負担者）は被保険者本人です。 掛金払込完了年齢（満60歳）に達した時、かつ加入10年以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを『年金受給権の取得』といいます。 ※60歳未満で脱退された時は年金受け取りはできません。 ●年金受取人（掛金負担者）は被保険者本人です。 掛金払込完了年齢（満60歳）に達した時、または当制度から満55歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。 ※初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。ただし、5年倍額給付10年確定年金および保証期間付夫婦連生終身年金は、初年度年金月額が2万円未満の場合、年金の取り扱いはできません。				

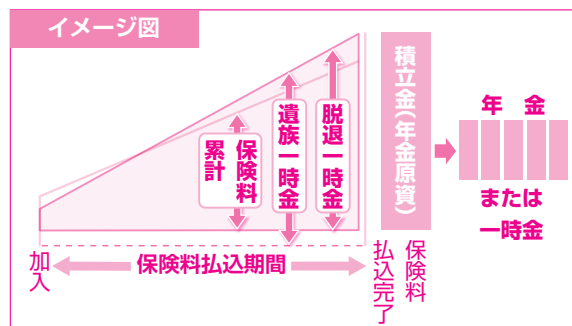
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族年金(もしくは一時金)

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、年金もしくは一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
広域組織法人部
03-6259-0033

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。